

菊陽町防災施設整備に関する計画

菊陽杉並木公園における防災機能導入

令和元年6月

(令和4年10月 一部改訂)

菊陽町

目 次

1. 菊陽町防災施設整備に係る計画の目的・・・・・・・・・・ 1
2. 菊陽町復興まちづくり計画・・・・・・・・・・ 1
3. 菊陽杉並木公園に係る防災機能整備の考え方・・・・・・・・ 3
4. 菊陽杉並木公園における防災機能強化の方針・・・・・・・・ 4

1. 菊陽町防災施設整備に係る計画の目的

平成 28 年熊本地震は、県内各地で甚大な被害をもたらし、多くの尊い命や財産が失われた。本町でも収まらない余震の恐怖から多くの町民が長期にわたり避難所での生活や車中泊を余儀なくされた。

本町では、この熊本地震の経験を踏まえ、創造的復興の実現に向けて平成 29 年 4 月に「菊陽町復興まちづくり計画」を策定した。この計画では、防災センターの整備、防災公園（広場）の整備、既存の大規模公園の防災機能の整備や町民体育館の防災機能を強化した再整備が計画されており、防災センター及び防災公園（広場）では、既に整備に向け動きだしているところである。



本計画は、**防災機能を強化した町民体育館の再整備と防災センター及び防災公園（広場）との連携・機能強化・役割について具体化**するものである。

2. 菊陽町復興まちづくり計画

○復興に向けた防災に係る主な課題とその課題解決に向け重点的に取り組むプロジェクト

復興まちづくりに向けた主な課題

防災拠点の形成に関する課題

- ・災害対策本部機能の強化
- ・支援物資や救援部隊の受け入れ体制の強化

町全体の避難施設に関する課題

- ・町民体育館の早期復旧
- ・被災による避難所不足
- ・長期避難生活に対応した避難所の機能不足
- ・福祉避難所等における要配慮者のためのスペースの不足
- ・徒歩圏内の避難所不足
- ・屋外避難場所・機能の不足
- ・町西部は、人口に対して指定避難所の収容人数が不足

町の更なる防災力の向上に関する課題

- ・菊陽空港線の早期整備による輸送路の確保
- ・各地区の実情に応じた町民センター等の整備・改修

避難活動における自助・共助に関する取組課題

- ・みんなで支え合う取組の支援強化
- ・一人一人の災害に対する備えの強化

重点的に取り組むプロジェクト

町役場を中心とした防災拠点の形成

- ・**防災拠点の形成**

各小学校区を基本とした地域避難拠点の形成

- ・**町民体育館の早期復旧（再整備）**
- ・**指定避難所の機能強化**
- ・福祉避難所の機能強化
- ・指定避難所以外の避難可能な施設の機能強化
- ・**防災公園（広場）の整備**
- ・**公園の防災機能整備**

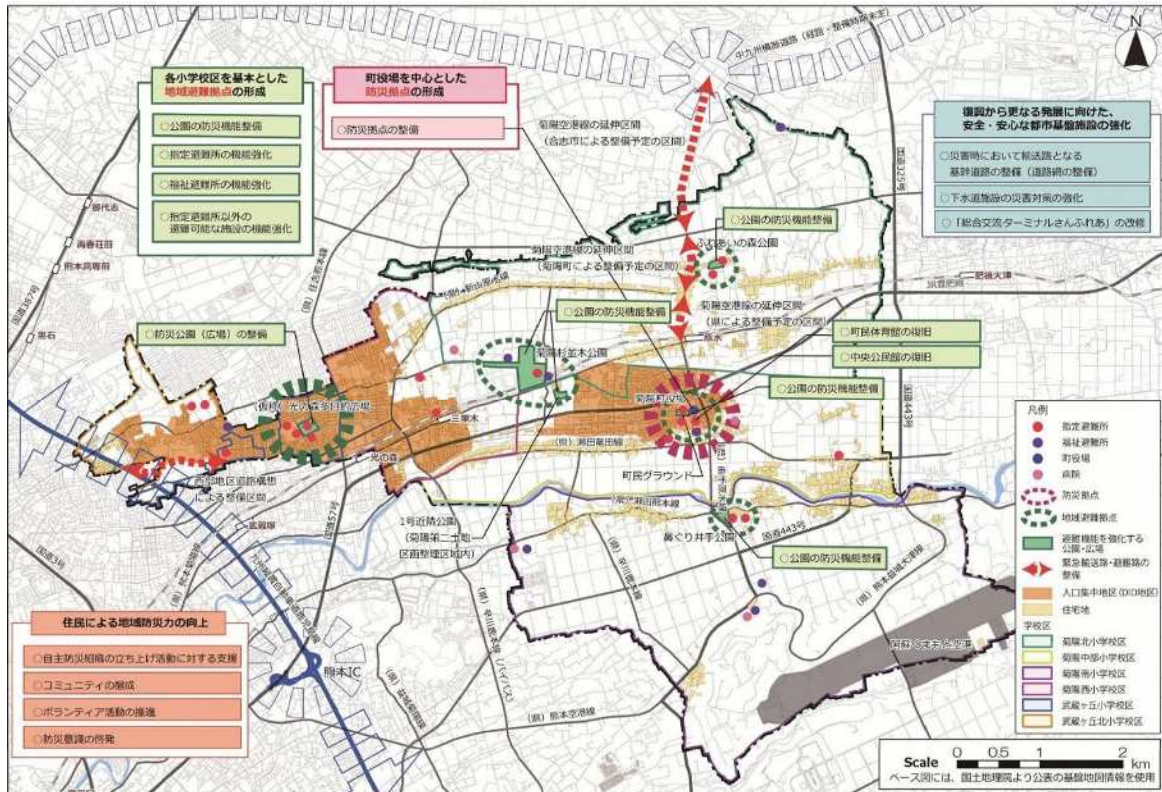
復興から更なる発展に向けた、安全・安心な都市基盤施設の強化

- ・災害時において輸送路となる基幹道路の整備（道路網の整備）
- ・災害ごみ仮置き場の検討・整備
- ・下水道施設の災害対策の強化
- ・(仮称)北部町民センターの整備検討
- ・「総合交流ターミナルさんふれあ」の改修

住民による地域防災力の向上

- ・自主防災組織の立ち上げや活動に対する支援
- ・コミュニティの醸成
- ・ボランティア活動の推進
- ・防災意識の啓発

○菊陽町復興まちづくり計画の基本方針と緊急かつ重点的に取り組むプロジェクト関係図



○復興まちづくりで重点的に取り組むプロジェクト

◆町役場を中心とした**防災拠点**の形成

《整備方針》

町役場及び周辺公共施設と連携した防災対策機能や災害活動体制の拡充・強化を図るため、役場北側駐車場において、**災害対策本部機能**を備えた「(仮称)防災センター」を整備する。

《導入機能》

- ・状況把握や情報受信機能を強化した災害対策本部室の設置
- ・自衛隊や自治体など救済・応援部隊の活動場所の確保
- ・支援物資の受入、配布するための拠点の整備
- ・備蓄倉庫の増強

◆町民体育館の復旧(再整備)

《整備方針》

早期の施設運営を行うため復旧工事に対応する。しかし、築45年以上経過し老朽化が進んでいることから、**建物更新に合わせて「防災性の向上や利便性、役場との連携、公共施設の復旧に係るコスト縮減等」**の観点から、地域活力の復興のための活動拠点となる**「地域活動拠点施設」として、再整備**を行う。

《導入機能》

- ・屋内避難所(収容人数約500人を想定)
- ・備蓄倉庫

◆各小学校区を基本とした**地域避難拠点**の形成

各避難所や地区公民館、公園・広場等について機能強化を図るとともに、比較的規模の大きい公園・広場等については、地域における避難拠点としての整備を図っていく。

防災公園(広場)の整備(光の森多目的広場)

公園の防災機能整備(菊陽杉並木公園等)

《整備方針》

- ・現状の家屋の立地状況、既存公園及び広場の規模等を踏まえ、**各地域における避難場所の「核」となる比較的規模の大きい公園、広場を対象に防災機能の整備・強化を図る。**
- ・防災機能の整備・強化に当たっては、既存の公園や広場を対象として必要な機能を**段階的に整備する。**

表 指定緊急避難場所

番号	対象地域	避難場所	異常な現象の種類					収容可能人数	
			洪水	崖崩等	地震	内火燧	その他	屋内	屋外
1	町内全域	町民グラウンド	○	○	○	○	○	-	4,500
2		菊陽杉並木公園	○	○	○	○	○	-	8,000
3		(仮称)菊陽町光の森多目的広場 (令和2年3月まで使用不可)	○	○	○	○	○	-	7,500
4		ふれあいの森公園		○	○	○	○	-	2,600
5		鼻ぐり井手公園	○	○	○	○	○	-	2,600

※菊陽町地域防災計画（令和元年5月 菊陽町防災会議）より
 ※指定緊急避難場所は、防災まちづくり計画において地域防災拠点の位置づけである。

○復興まちづくり計画における重点的に取り組むプロジェクトの計画スケジュール

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
防災拠点の整備 (防災センター整備)		基本設計	実施設計	施設整備
地域避難拠点の機能強化 (光の森多目的広場の整備)	基本設計	実施設計	施設整備	
地域避難拠点の機能強化 (菊陽杉並木公園等)	整備箇所・内容の検討		施設整備 (必要に応じて段階的に実施)	

3. 菊陽杉並木公園に係る防災機能整備の考え方

○地域避難拠点の機能強化

- ・前述のとおり、令和元年5月現在、町東部に位置する防災センターの整備と、町西部に位置する光の森多目的広場の整備は順次、**実施設計、施設整備工事に着手している状況**である。
- ・また、防災公園（広場）の整備、公園の防災機能整備については、『各地域における避難場所の「核」となる比較的規模の大きい公園、広場を対象に防災機能の整備・強化を図る。』と、復興まちづくり計画において位置付けており、これらについても、地震対応だけでなく、**全国各地において毎年のように起きている台風や異常気象（線状降水帯等）による豪雨災害（九州北部豪雨 H29.7 発生、他）への備えとして順次、確実に実施していく必要がある。**

○町民体育館の再整備

- ・熊本地震において被災した町民体育館は、**復旧は終わっているものの、築 45 年を超え老朽化が進んでいることから、再整備が求められている**ところである。再整備にあたっては、**防災機能の強化**も踏まえ検討することになっている。



○菊陽杉並木公園（地域避難拠点）の防災機能の整備・強化の必要性

- ・町では、復興まちづくり計画を踏まえ、防災地域拠点となる公園（地域避難拠点）の防災機能整備を段階的に行っていくところであるが、特に、**町中央部に位置し、町内一の面積を持つ「菊陽杉並木公園」**については、町東部の防災センターや町西部の光の森多目的広場と、**機能分担を図り、有機的に連携することにより町全体の防災拠点の一つとしての役割を担い、町全体の防災機能強化を図っていく必要がある。**

・防災センター、防災公園（光の森多目的広場）、そして、本町における防災拠点の3本目の柱となる**防災機能を強化した町民体育館の再整備については、本町の中心に位置する最も大きな菊陽杉並木公園の拡張による防災機能強化と融合・一体化させることにより、町の防災機能の更なる強化を図ることが必要である。**

・支援物資の受入配布スペースについては、光の森多目的広場及び、防災センターに受入配布スペースを確保することになっているが、**支援物資の受取が集中し本来の機能が麻痺することを避けるため、町の中央部である当該地へも機能の導入を図ることが必要である。**

4. 菊陽杉並木公園における防災機能強化の方針

○現在の菊陽杉並木公園及び周辺施設の機能

【菊陽杉並木公園】

防災機能：指定緊急避難所として
 屋外収容 8,000人
 指定福祉避難所（管理センター、
 図書館ホール 収容 各100人）

《北側》

・スポーツ広場、修景池

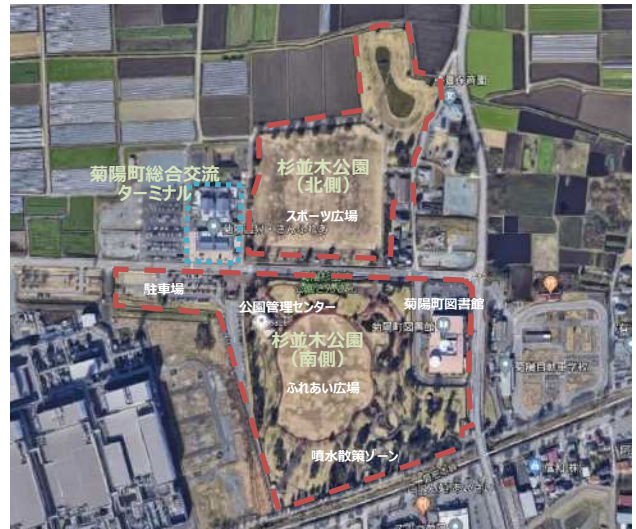
《南側》

・ふれあい広場、噴水散策ゾーン、修景池
 エントランス広場
 ・公園管理センター（※指定福祉避難所）
 ・菊陽町図書館（※指定福祉避難所）

【菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」】

・農産物直売所、温泉施設、食事処、スポーツジム

防災機能：※指定福祉避難所
 屋内収容 105人



※指定福祉避難所：高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、疾病者、難病患者等（要配慮者）を滞在させることが想定される避難所

○菊陽杉並木公園における防災機能強化方針

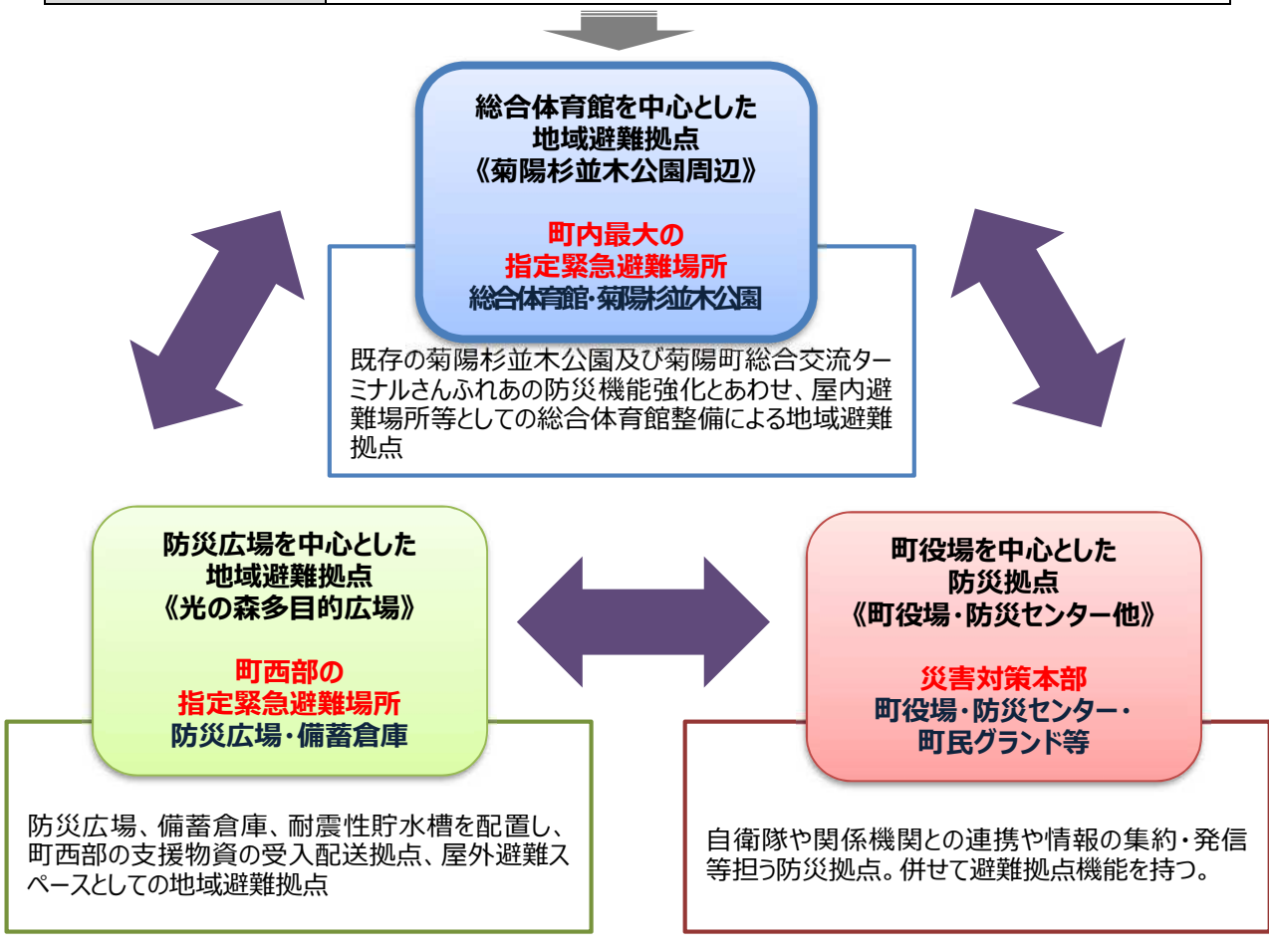
- ★防災拠点（防災センター）、光の森多目的広場との役割分担・連携による防災機能強化
- ★既存施設を活用した防災機能強化
- ★町民体育館再整備と合わせて屋内避難所機能等の配置（総合体育館整備）

○防災拠点（防災センター）、光の森多目的広場との役割分担・連携による防災機能強化

- ・防災センター、光の森多目的広場には無い、**町内全域を対象とした屋内避難地**
- ・防災拠点（防災センター）、光の森多目的広場と連携し**支援物資受入れ・配送拠点を配置**

施設等	機能
防災拠点 (防災センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部（災害時の指揮命令基地） ・自衛隊や他の自治体等の支援活動拠点（統括） ・町東部の支援物資の受入・配布拠点 ・周辺地域の避難拠点 ・救護、要配慮者避難場所
光の森多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所 (一時的な車中泊、仮設入浴所、耐震性貯水槽、マンホールトイレ) ・自衛隊や他の自治体等の支援活動場所 ・町西部の支援物資の受入・配送拠点（防災備蓄棟） ・自衛隊ヘリコプター発着予定地 ・隣接する指定避難所（キャロピア）と連携

施設等	機能
菊陽杉並木公園	<ul style="list-style-type: none"> ・町内最大の指定緊急避難場所 ・町内全域を対象とした屋内避難スペース（総合体育館） ・救護、要配慮者避難場所（総合体育館） ・屋外避難スペース ・町中央部の支援物資の受入・配布拠点（総合体育館） ・自衛隊ヘリコプター発着予定地



○既存施設を活用した防災機能強化

既存の広大な芝生広場を活用し避難tentによる避難地や自衛隊ヘリコプター発着地として、既存駐車場を車中泊スペース、また、総合支援ターミナルさんふれあの屋内入浴施設や調理室は災害時においても活用する。

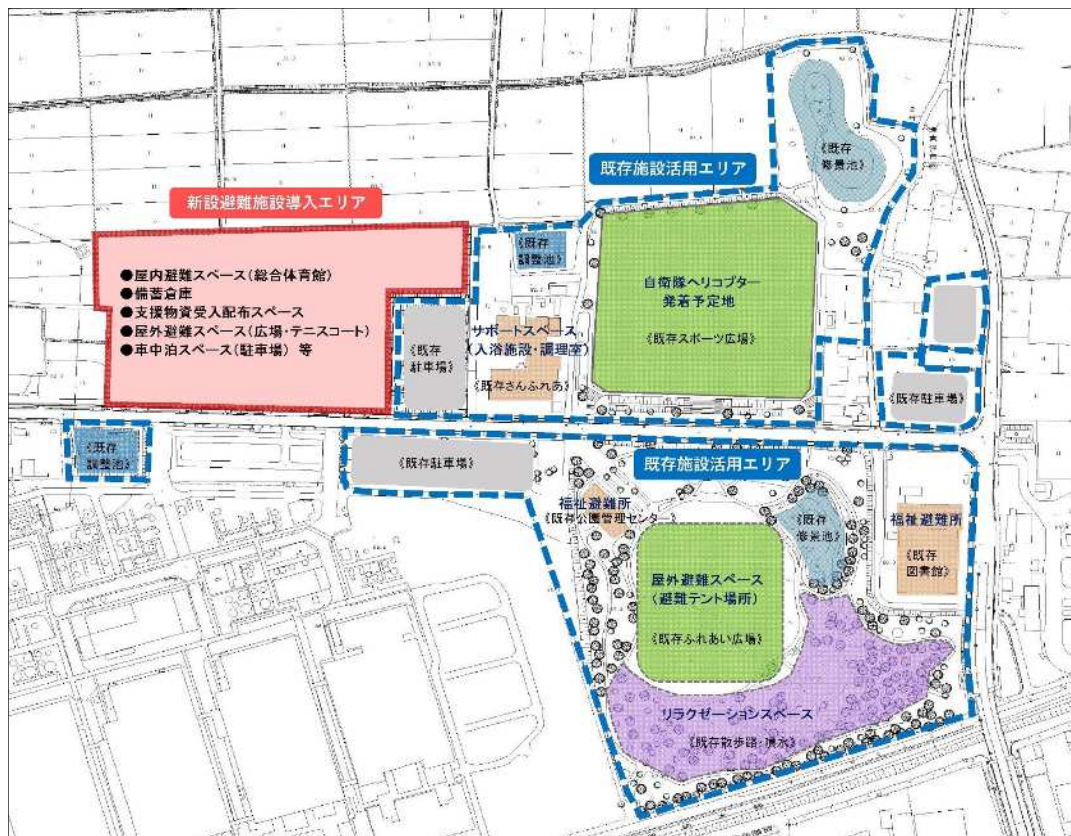
施設等	防災機能
さんふれあい広場	自衛隊ヘリコプター発着地 避難地（避難tent）
散策路・噴水	リラクゼーションスペース
駐車場	車中泊スペース
菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」	屋内入浴施設、屋内調理室

○町民体育館再整備に合わせた屋内避難所等の配置

災害時に屋内避難所や応援部隊の支援スペース、また、要配慮者スペース等の機能を持ち、平常時は、立地環境を踏まえ、町民等の交流やコミュニケーションを促すスポーツ施設機能を持つ『総合体育館』を新設し、併せて屋外避難場所となる広場・テニスコート等を整備する。

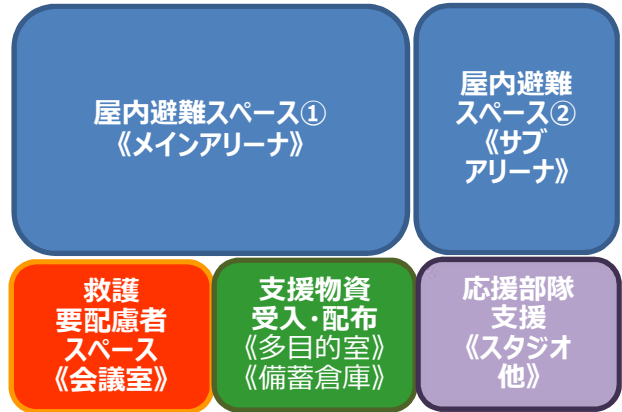
施設等	防災機能
総合体育館	屋内避難スペース、応援部隊支援スペース、救護・要配慮者スペース 避難者コミュニティスペース、支援物資受入配布スペース
防災備蓄倉庫	米食、乾パン等非常用食料、ポータブルトイレ等生活必需品、救急セット
広場	屋外避難スペース（豪雨時は雨水調整池スペース）
テニスコート 駐車場	屋外避難スペース（一時退避場所、車中泊等）

菊陽杉並木公園 防災機能ゾーニング図



○総合体育館想定導入防災機能

導入防災機能	平常時機能
屋内避難スペース①	メインアリーナ
屋内避難スペース②	サブアリーナ
救護・要配慮者スペース	会議室
支援物資受入・配布スペース	多目的室 防災備蓄倉庫
応援部隊支援スペース	スタジオ他
避難者コミュニティ	ロビー・テラス等



○新設避難施設導入後の管理運営

避難施設としての機能を適切に発揮させるため、公園管理者（指定管理者を含む）の役割、防災関係機関や地域住民等との連携体制づくりなどを検討し、地域防災計画等に位置づけた上で、災害時の公園の管理運営を行う。

また、災害時の円滑な利用の観点から、平常時の定期的な施設の維持管理を行い、かつ、日頃からの防災訓練などの実施や地震記録誌などの展示による防災公園の役割の周知・普及啓発を行う。

○新設避難施設導入エリア（菊陽杉並木公園拡張区域）整備スケジュール（案）

復興まちづくり計画においては、『公園の防災機能整備』の計画スケジュールは、平成31年度（令和元年度）から段階的に実施する計画となっている。**光の森多目的広場の供用開始が令和2年度、防災センターの供用開始が令和3年度**であり、**総合体育館については令和5年度、新設広場等については令和6年度の供用開始を目指し、町全体の防災機能強化を途切れなく進めていく**こととする。

工種	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
防災センター整備	実施設計	施設整備	供用開始			
光の森多目的広場整備	施設整備	供用開始				
杉並木公園防災機能導入整備						
公園・建築設計等	基本設計等	実施設計				
用地買収	用地買収					
公園工事			公園工事			
公園供用開始						供用開始
総合体育館			建築工事			
総合体育館供用開始					供用開始	